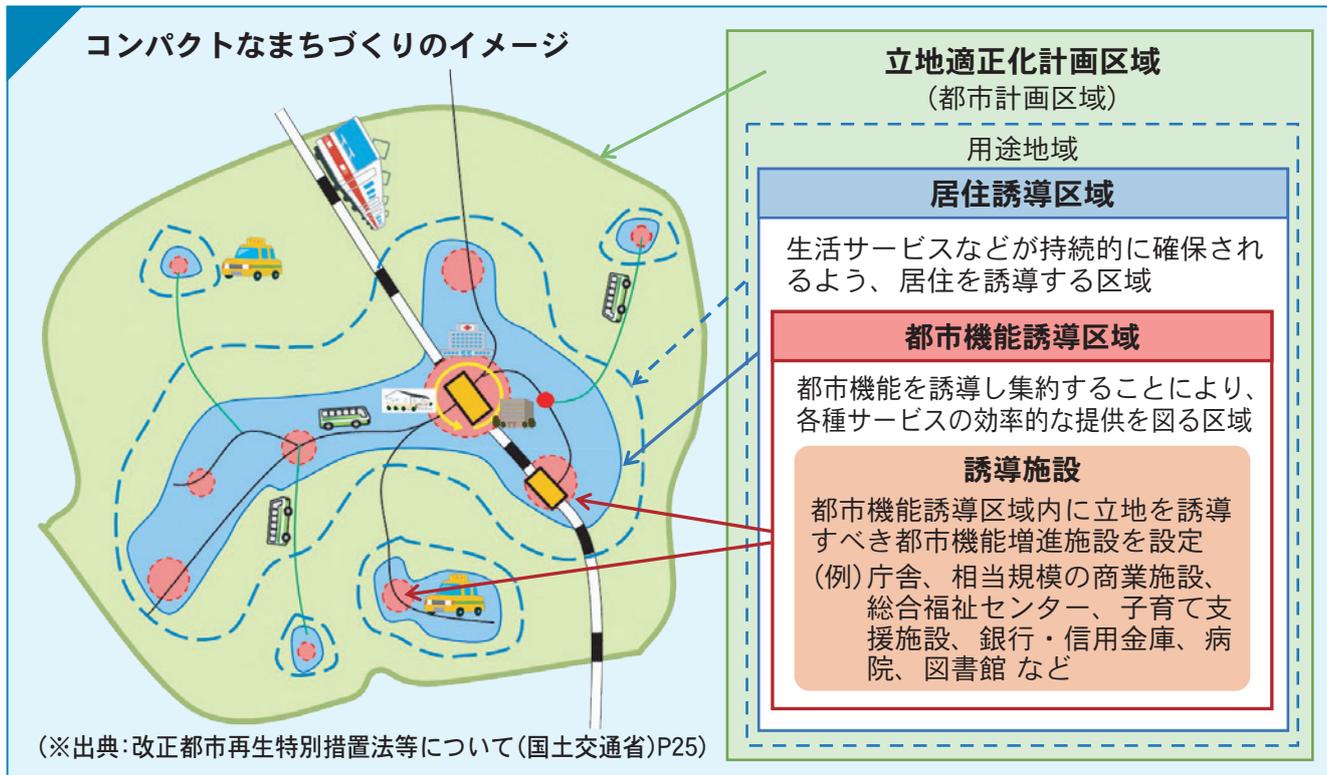


立地適正化計画で定める事項

立地適正化計画では、用途地域内のなかで「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定め、防災・減災にも配慮した都市機能や居住地の立地誘導を図っていきます。



立地適正化計画の検討の流れ

南魚沼市立地適正化計画は、令和3年度～令和5年度の3か年で策定していきます。令和3年度は、市の現状と将来の見通しを把握するための基礎調査を主に行いました。令和4年度は、現状と将来の見通しにおける都市構造上の課題整理や、めざすべき都市の構造などについて検討を行う予定です。

なお、令和3年度に実施した、市民アンケート調査の結果は、市ウェブサイトで公表しています。右のQRコードからご覧いただけます。

